

岐阜県立加茂高等学校後援会会則

(名称)

第1条 この会は、加茂高等学校後援会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、岐阜県立加茂高等学校（以下「加茂高校」という。）内に置く。

(目的)

第3条 この会は、加茂高校の教育の発展（活性化）を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 部活動・勉学の支援に関する事。
- (2) 生徒の勉学のための扶助に関する事。
- (3) 役員会が認めた式典、祝賀会及び行事の支援に関する事。
- (4) 同窓会と連携した記念事業に関する事。
- (5) その他、必要と認めた事業に関する事。

(会員)

第5条 この会の会員は、この趣旨に賛同した者とする。

- (1) 加茂高校生の保護者
- (2) 加茂高校同窓会会員
- (3) 加茂高校PTA役員OB
- (4) 加茂高校教職員

(役員)

第6条 1 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3～5名
書 記	1 名
会 計	若干名
理 事	若干名
監 事	3 名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第7条
- 1 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 書記は、この会の事務を整理し、その記録を保管する。
 - 4 会計は、この会の会計事務にあたる。
 - 5 理事は、この会の運営にあたる。
 - 6 監事は、この会の会計を監査する。

(機関)

第8条 1 役員会は年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じて会長は、役員会を招集することができる。

ア 前年度事業報告及び決算の承認

イ 当年度事業計画及び予算

ウ 役員を選任

エ その他、この会の運営上重要な事項

2 この会の具体的な事業を企画検討するため、企画委員会を設置する。この委員会は必要に応じて会長が招集する。委員は、会長が選任する。

3 役員会における決定事項は、PTA総会において報告する。

(顧問)

第9条 この会に役員として、顧問を置くことができる。

(会計)

- 第10条
- 1 この会の経費は寄付金をもってあてる。
 - 2 旅費の実費を支給する。
 - 3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則 この会則は、昭和55年10月21日から施行する。

付 則 この会則は、一部改正し、昭和59年4月1日から施行する。

付 則 この会則は、一部改正し、平成12年4月1日から施行する。

付 則 この会則は、一部改正し、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この会則は、一部改正し、平成17年4月1日から施行する。(第6条企画追加)

付 則 この会則は、一部改正し、平成17年7月1日から施行する。(第10条2追加)

付 則 この会則は、一部改正し、平成21年4月1日から施行する。

(第6条 副会長人数、第9条 顧問を役員として位置づける)

付 則 この会則は、一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

(第6条 副会長人数、第8条 事業を企画検討する委員会の設置)

付 則 この会則は、一部改正し、平成27年4月1日から施行する。(第6, 7, 8条変更)

付 則 この会則は、一部改正し、平成28年4月1日から施行する。

(第6条 会計の人数を1名から若干名に増やす)